

本会議場及び委員会室におけるパソコン等端末の使用について

諮問事項を踏まえて、令和5年2月20日の議会運営委員会で決定した「本会議場及び委員会室におけるパソコン等端末の使用」について、下記の内容で申合せ化し、議員各位に通知する。

記

1 目的

議会資料のペーパーレス化を推進するとともに、議員活動の活性化に資するよう、議員が所有するパソコンやタブレット端末等の本会議場・委員会室への持ち込みを認め、会議で使用する資料を閲覧できるようにする。

2 実施時期

令和5年第2回定例会から実施する。

3 会議において使用できるパソコン等

- (1) ノートパソコン
- (2) タブレット端末
- (3) スマートフォン
- (4) モバイルルーター等の通信機器
- (5) ペン、キーボード等の付属品

4 板橋区議会パソコン等使用基準

別紙のとおり

5 留意事項

- (1) 事前に必要な調査を十分行った上で会議に臨むことを原則としつつ、議事に関係のあるインターネットサイトの閲覧を認めることとする。なお、通信環境は各自で用意する。
- (2) 電源については、各自が充電の上、会議に臨む。
- (3) 総括質問におけるプロジェクター等の使用の際は、現行の申合せ（平成24年2月24日議会運営委員会決定）のとおり、事務局が用意したパソコン端末等を用いて行う。
- (4) 理事者の端末の使用については、議員の基準に準ずる。

6 その他

本申合せの決定に伴い、パソコン等の使用及び持ち込み禁止について規定した下記の申合せは、廃止とする。

- (1) 携帯電話・ポケットベルの本会議場及び委員会室への持ち込みについて（平成 9 年 3 月 24 日付け事務連絡）
- (2) 本会議及び委員会におけるパソコン等の持ち込みについて（平成 23 年 8 月 23 日付け議会運営委員会決定）
- (3) 本会議場及び委員会室におけるパソコンの使用について（平成 24 年 2 月 10 日付け議会運営委員会決定）

板橋区議会パソコン等使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、板橋区議会におけるパソコン等の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会議において使用できるパソコン等)

第2条 会議において使用できるパソコン等は、次のとおりとする。

- (1) ノートパソコン
- (2) タブレット端末
- (3) スマートフォン
- (4) モバイルルーター等の通信機器
- (5) ペン、キーボード等の付属品

(パソコン等の使用範囲)

第3条 紙媒体の資料に代わる電子媒体の閲覧のためにパソコン等を使用するときは、次の会議に持ち込み、使用することができるものとする。

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
- (3) 幹事長会、議案説明会及び全員協議会
- (4) 議会運営委員会の下に設置する会議体
- (5) その他、議長が必要と認めた会議

2 パソコン等を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめパソコン等を充電しておくこととする。

(会議における禁止事項)

第4条 会議において禁止する事項は次のとおりとする。

- (1) 音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
- (2) 電子メール等による外部との通信を行うこと。
- (3) 議事に関係のないインターネットサイトの閲覧をすること。
- (4) SNSや掲示板等への投稿をすること。
- (5) 議事に関係のないアプリケーションを使用すること。
- (6) 通話をすること。
- (7) 会議を撮影、録音、録画すること。
- (8) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (9) その他、会議以外の目的のために使用すること。

(パソコン等の使用にあたっての注意事項)

第5条 パソコン等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議においては、画面表示が第三者の目に触れる可能性があることから、個人情報等配慮が必要な情報の表示には注意すること。
- (2) 情報の外部送信に際しては、個人情報の保護に留意し、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。

(3) 個人情報等に関する管理及び漏えい防止等の責務は、使用する議員本人に帰するものとする。

(事故があった場合の対応)

第6条 議員は、パソコン等がウイルス感染した場合又は個人情報等の漏えいがあった場合は、速やかに議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の報告があったときは、速やかに事情を把握し、必要な措置を講ずるものとする。

(不適切な使用に対する措置)

第7条 会議において議長及び委員長等は、禁止事項及び注意事項に反する利用がある場合、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは注意を促し、改善されない場合は、パソコン等の使用中止を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、パソコン等の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、パソコン等の使用中止を命ずることができる。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付則

この基準は、令和5年5月30日から施行する。